

令和5年 第12回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年11月2日(木) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	欠 席
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 松本 有加
事務局次長 松浦 秀紀
事務局 菊池 誠晃、岡田 梨容子

○欠席委員

3番 菊池 眞策委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

3件

議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第 57 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	5 件
議案第 58 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	2 件
報告第 11 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	4 件

第 4 協議・連絡事項

- ・ 農業委員会新年会の開催について
- ・ 令和 5 年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・ 第 13 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 5 年第 12 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 19 名中、18 名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は 3 番「菊池 眞策委員」の 1 名です。

菊池会長が急用により欠席しておりますので、八幡浜市農業委員会会議規則第 16 条の規定に基づき、議員が互選した者がその職務を代理することとなっておりますので、会長職務代理者である菊池繁生委員に会長代理をお願いします。

それでは、菊池会長職務代理者から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長職務代理者挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「11 番、玉木 勝広委員」、「12 番、坂野 清史委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

番号 32、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 55 号、番号 32 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「1,219 m²」外 3 筆、計「1,953 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢で耕作できないため、農地を譲渡したい」。譲受人は「現在、個人的に借入れて耕作している土地なので、取得して継続して耕作したい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

7 番

「〇〇〇〇」さん、年齢は〇〇〇〇。こちらの資料の通り、高齢のため農地を譲り渡したいということです。「〇〇〇〇」さん、年齢は〇〇〇〇。現在、奥様それから次男となります息子さん 3 人で農業をしております。

今年なのですが、息子さんが農家になられまして、3 人で一生懸命、農作業に励んでおります。あらかじめ計画していたというのもあるのですが、数年前から面積の方を少しずつ増やしていたという経緯もございます。今回も同じような理由で、所有権の移転となっております。

早生の収穫もスタートして、出荷等も進んでいるのですが、先日も息子さんの方、就農してまだ数ヶ月ではあるのですが、出荷等まだ分からないことなどは、色々な方に聞きながら一生懸命励んでおりました。

こちらの方に関しても、今回まったく問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 33、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 33 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「539 m²」外 19 筆、計「10,806 m²」、3 条使用貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢となってきたので、後継者に経営移譲を行いたい」。譲受人は「父の農地を借り受けて、農業経営に励みたい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

9 番 〇〇〇〇に住む「〇〇〇〇」さんが、息子の「〇〇〇〇」君に経営を移譲するという話です。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇、「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇で、お母さんを含めた親子 3 人で 20 年間、農業に従事しております。

「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇ですが、〇〇〇〇を含め〇〇〇〇や〇〇〇〇にもよく顔を出し、シャイな性格なのか自分から話しかけることはあまりないのですが、話しかけるとちゃんと話をしてくれるとてもいい奴です。経営を移譲された後もちゃんとまじめに農業をしていく人物だと私は思いますので、審議の程よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号 34、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは、番号 34 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「307 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢で耕作できないため農地を譲り渡したい」。譲受人は「農地を譲り受けて、農業経営に励みたい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 4 番 　　「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇、高齢で耕作できないため農地を譲り渡したいということですが、この農地は譲受人「〇〇〇〇」さんの自宅のすぐ近くにあります。経営面積は「〇〇〇〇」となっておりますが、お父さんとお母さんの 3 人で現在、みかん「〇〇〇〇」、中晩柑「〇〇〇〇」の合計「〇〇〇〇」ぐらいを 3 人で耕作しております。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、家庭も持っておられて、親のすぐ

そばに家を建てて一緒に農業をしているので、充分、農業経営もやっ
ていけると思っております。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 56 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可
申請に対する意見について」を上程いたします。

番号 5、事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、議案第 56 号、番号 5 を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「454 m²」外 4 筆、
計「2,902 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

全員「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「宅地分譲用地」、転用理由「譲受人は、〇〇〇〇を営ん
でいますが、既存の分譲地がほとんど売却できたので、新たに分譲の
造成を行うことを計画し、この先需要が見込めるので、小規模の宅地
造成を行いたい」というものです。

続いて参考資料の 1 ページ、2 ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から南に 100m 弱、また〇〇〇〇から南に 195
m の所に位置しており、都市計画用途地域の「第一種中高層住居専用
地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運
用通知により「都市計画法に規定する地域内農地」に該当するため、

「第3種農地」となります。

この第3種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料3ページに地番地目図、4ページに分譲予定図、5ページから7ページに現況写真を掲載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 この土地ですが、30数年前からこの状態で一部畑、後はもう雑種地というような形で、近隣の方にはものすごく蚊やボウフラが湧きやすく、いい条件ではなかったのですが、この度、宅地転用ということで、前の方も良かったと思うし、私も良い形で転換できれば良いと思いますので、是非とも許可をしていただきたくご検討していただきたいと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。

番号64から65まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第57号について説明します。

番号64から65まで一括して説明します。

番号64、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「248㎡」外2筆、計「251.43㎡」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
番号 65、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「116 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 番号 64、「〇〇〇〇」さんの件ですけど、「〇〇〇〇」さんの息子さんから連絡をいただきまして、〇〇〇〇の横に自宅があるんですけど、そこが売却できたので、農地も売却したいと。当の本人は〇〇〇〇に行かれまして、病気で直接お話しはできなかつたんですけど、ちょうどモノラックを延長すると「〇〇〇〇」君が作れるということで、頼みに頼んでそこを作っていたらいいということで話がまとまりました。

番号 65 についてですが、ここも同じようにモノラックを延長すれば、「〇〇〇〇」さんの苗床になるような土地なので、農業委員として頼みにいくと、快く受けていただきました。

2 人とも問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 66、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 66、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,486 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。高齢で後継者もないため農地を処分したく、元々この畑は「〇〇〇〇」さんが賃貸契約で作られておりましたが、今回、売買の運びとなりました。

買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇。奥さんと娘さん夫婦の4人で農業経営をされております。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で〇〇〇〇をされた大変みかん栽培に対して技術力のある方です。今回の畑は、「〇〇〇〇」さんの畑の隣接園で、園地の集約化にもなりますし、園内作業道の整備なども考えられており、生産性の向上が見込めると思います。

なお、売買価格につきましては、双方合意のもと決定されております。

問題ないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号67から68まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号67から68まで一括して説明します。

番号67、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「3,044㎡」外2筆、計「5,302㎡」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

番号68、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,114㎡」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 番号 67 ですが、この園地の半分は今まで「〇〇〇〇」さんが小作をしていたところで、今回、「〇〇〇〇」さんが園地の集約をしたいということで、近くに園地がたくさんある「〇〇〇〇」さんに話が行き、この話となりました。「〇〇〇〇」さんは経営面積がかなり広いですが、常時雇用を入れて、精力的に経営されているので問題ないと思います。

続いて番号 68、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇在住で、叔父が作られていましたが、高齢でできなくなったので、誰か作ってくれる人を探していたら、「〇〇〇〇」さんが作るということでこの話となりました。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇と若く、これからの人ですので問題ないと思います。

よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 58 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。
番号 165、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 58 号について説明します。
番号 165、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「80 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「6年3ヵ月」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

- 1 番 貸し手は〇〇〇〇で、借り手は「〇〇〇〇」君。「〇〇〇〇」君は「日の丸で一番になりたい」という願望も持っている子で、面積を増やしていき、立派な経営をされている方ですのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 166 につきましては、再設定の案件となっております。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 166 は再設定の案件となっております。
「〇〇〇〇」、「樹園地」、「303 m²」、再設定の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、終期「令和 5 年 12 月 31 日」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。
- 議 長 番号 166 につきましては、承認することにご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、報告第 11 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出
について」。
番号 35、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 11 号について説明します。
番号 35、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「80 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」。
解約の理由「他の者と賃借契約を締結するため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

（協議事項について説明及び審議）

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時10分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年11月2日

会長職務代理者 菊池 繁生

議事録署名人 玉木 勝広

議事録署名人 坂野 清史